

前橋市監査委員公表第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、福祉部の定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成29年2月2日

前橋市監査委員	赤川常己
同	田子一夫
同	横山勝彦
同	小林岩男

内 監

平成29年2月2日

前 橋 市 長 山 本 龍 様
前 橋 市 議 会 議 長 長 沼 順 一 様

前橋市監査委員	赤 川 常 己
同	田 子 一 夫
同	横 山 勝 彦
同	小 林 岩 男

定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した監査の結果について、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

定期監査結果報告書

1 監査対象部局

福祉部

社会福祉課、子育て支援課、子育て施設課、介護高齢課、障害福祉課、指導監査室

2 監査期間

平成28年12月21日から平成29年2月2日まで

3 監査対象

平成28年度における財務に関する事務の執行。ただし、必要に応じて平成27年度も対象としました。

4 監査方法

歳入・歳出状況等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、所属長から概要聴取を行い、関係書類、諸帳簿等を抽出により調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施しました。

監査に当たっては、財務に関する事務が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置くとともに、下記の項目を重点監査項目として定めました。

- (1) 補助金等交付事務について
- (2) 契約事務について
- (3) 財産管理事務について
- (4) 債権管理事務について
- (5) 現金取扱事務について
- (6) 雇用管理事務について

5 所属別監査結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に執行されていると認められましたが、一部において改善を要する事項や事務の効率化に向けて検討を要望する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各所属長に対して改善等を指導しました。

(1) 福祉部社会福祉課（指摘事項2件）

ア 財産管理事務について（指摘事項）

財務規則第230条では、物品管理者は、原則として毎年8月中に、備品について記録してある数量と現物との照合を行い、その一致を確認した上、必要がなくなった備品については、所属替又は不用の決定をしなければならないと規定しているが、一部の備品において、当該事務を行っていないものがあった。

財務規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

イ 雇用管理事務について（指摘事項）

臨時的任用職員の賃金の支給において、雇用管理簿への勤務時間の誤計算により、実際に勤務した時間数より少なく賃金を計算し支給しているものがあった。

支払い不足分の賃金は追加支給するとともに、臨時的任用職員運用要綱、臨時的任用職員の賃金及び非常勤職員の通勤手当相当額等決定要領にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

(2) 福祉部子育て支援課（指摘事項 2 件）

ア 契約事務について（指摘事項）

子育て短期支援事業の委託契約書において、委託料の額は同事業の実施要綱別表に定めるとおりと規定しているにもかかわらず、契約書に実施要綱を添付していなかった。また、母子・父子自立支援プログラム策定事業の委託契約書において、部分払額の算定根拠となるプログラム 1 件当たりの策定費用を記載した委託料内訳書を添付していなかった。

契約規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

イ 債権管理事務について（指摘事項）

(ア) 納入通知書の適正な交付について

母子生活支援施設入所負担金において、助産施設及び母子生活支援施設入所負担金徴収規則第 5 条では、母子保護の実施月の初日に在籍した入所者又はその扶養義務者は、負担金を市長の発行した納入通知書により当該月の末日までに納付しなければならないと規定しているが、調定処理が遅れたため、納期限前 10 日までに納入通知書を交付しておらず、納入義務者が納付をするための十分な期間が確保されていないものがあった。

助産施設及び母子生活支援施設入所負担金徴収規則、財務規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

(イ) 納入通知書の納期限について

児童手当過払い返還金に係る過年度未収金（滞納繰越分）の収入事務において、催告のため納入通知書を再発行した際、既に通知した納期限は変更することができないにもかかわらず、新たな納期限を設定していた。

財務規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

(ウ) 督促状について

私債権である母子父子寡婦福祉資金貸付金において、履行期限までに納入しない者に対し、履行期限後 20 日以内に督促状を発送していないものが見受けられた。

債権の管理に関する条例、同条例施行規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

(3) 福祉部子育て施設課（指摘事項 2 件、要望事項 1 件）

ア 債権管理事務について（指摘事項）

保育所（園）保育料の督促状において、督促状に指定する納付期限を督促状を発した日から 10 日以内としていなかった。

税外収入金の督促及び滞納処分等に関する条例にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

イ 雇用管理事務について（指摘事項）

(ア) 賃金の支給について

臨時的任用職員の賃金の支給において、雇用管理簿への勤務日の誤記入により、実際に勤務した時間数より多く賃金等を計算し支給しているものがあった。

誤って支給した賃金等は戻入させるとともに、臨時的任用職員運用要綱、臨時的任用職員の賃金及び非常勤職員の通勤手当相当額等決定要領にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

(イ) 各保育所における雇用管理について

各保育所の非常勤職員及び臨時的任用職員の年次有給休暇承認簿において、休暇時間の誤計算、誤記入による休暇日数誤りなどが散見された。それにより、非常勤職員の欠勤時間の計算誤りや臨時的任用職員の任用通知で、年次有給休暇の日数を誤って通知しているものが見受けられた。

非常勤職員運用要綱、臨時的任用職員運用要綱にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

ウ 保育所への適切な指導等について（要望事項）

各保育所における雇用管理事務や債権管理事務において、雇用管理簿や休暇等承認簿の記載誤り、徴収した実費徴収金の入金先の細節誤りなど基本的な事務の誤りが散見され、各事務について規定している規則、要綱、マニュアルなどにのっとり適正な事務処理が行われているとは言い難い状況であった。

所管課として、各保育所に対して事務改善に向けた適切な指導、研修などを行い、内部統制機能の強化に努められたい。

(4) 福祉部介護高齢課（指摘事項3件）

ア 契約事務について（指摘事項）

(ア) 見積合わせについて

ひとり暮らし高齢者訪問事業業務、高齢者自立支援配食サービス業務において、過去の実例価格等から予定価格を定められるにもかかわらず、予定価格を定めておらず適正な見積合わせを行っていなかった。また、緊急通報システム業務において、公募型プロポーザル方式により業者選定しているが、契約の優先交渉事業者を決定後、随意契約に係る見積合わせを行わないまま契約を締結していた。

契約規則、役務等業務委託契約事務マニュアル、プロポーザル方式による随意契約事務処理マニュアルにのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

(イ) 労働環境報告書について

在宅医療・介護連携推進事業において、予定価格が1,000万円以上の役務の提供に係る業務委託契約であるにもかかわらず、労働環境報告書の提出を受けていなかった。

市が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱、役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

イ 債権管理事務について（指摘事項）

みやぎふれあいの郷自動販売機設置に係る納入義務者に交付した納入通知書において、地方自治法施行令第154条第3項で納入通知書の必要記載事項と規定している納期限を記載していないものがあった。

地方自治法施行令にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

ウ 財産管理事務について（指摘事項）

財務規則第230条では、物品管理者は、原則として毎年8月中に、備品について記録してある数量と現物との照合を行い、その一致を確認した上、必要がなくなった備品については、所属替又は不用の決定をしなければならないと規定しているが、新規購入した備品の所在のみを確認していた。また、既に廃棄済であるが不用の決定及び廃棄の事務処理を行っていないもの、所在は確認できたが表示標を貼付していないものがあった。

財務規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

(5) 福祉部障害福祉課（指摘事項1件、要望事項1件）

ア 契約事務について（指摘事項）

(ア) 指名業者について

第三福祉作業所等複合福祉施設消防設備保守点検業務ほか複数の業務において、契約規則第13条第1項では指名競争入札に参加させようとする者を3者以上指名するものと規定しているが、特別な事情もなく指名競争入札の選定業者を2者として入札を実施していた。

契約規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

(イ) 公表の手續について

第三福祉作業所等複合福祉施設日常清掃業務、障害者教養文化体育施設管理業務において、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき随意契約を締結しているが、契約規則第15条の2で規定する発注見通し等の公表の手續を行っていなかった。

契約規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

イ 障害者教養文化体育施設に係る管理運営の見直し等について（要望事項）

障害者教養文化体育施設の管理運営において、直営の形態で管理運営を行っており、日曜日、祝日など市職員が不在となる開館日等については、外部団体に管理業務を委託しているが、管理業務の受託者は、施設の利用申請に対する許可権限がなく、管理運営上の責任分担などの課題を抱えているものとする。

障害者教養文化体育施設の管理運営は、全国的に見ても、指定管理者制度を導入している自治体が多いことなどから、より安定的かつ効率的な施設の管理運営を図るため、管理形態等の見直しについて検討されたい。

(6) 福祉部指導監査室（指摘事項1件）

ア 債権管理事務について（指摘事項）

電柱等土地使用料に係る納入義務者に交付した納入通知書において、地方自治法施行令第154条第3項で納入通知書の必要記載事項と規定している納期限を記載していないものがあった。

地方自治法施行令にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。